

大学教育改革における単位制度運用の現状と課題

筑波大学 清水 一彦

はじめに

わが国の大学における単位制度は、戦後の教育改革により新たに導入され、一般教育とともに新制大学を特色づける制度となっている。戦前にも単位制を敷く大学も一部みられたが、それは大学あるいは学部の学内措置にとどまり全国共通のものではなく、また授業時間数のみからの算定方式であり、現行の制度とは根本的に異なるものであった。⁽¹⁾

現行の単位制度の基本的骨格は、戦後当初の大学基準協会による「大学基準」及びそれを内容的に継承した文部省令「大学設置基準」（昭和31年）の中で定められてきた。この大綱的基準は、基本的にはアメリカにおける実践をモデルにしていたが、40数年間の変遷過程の中で、わが国の実情や各大学の運用の実態に合わない部分も少なくなく今日まで20回以上も改正され、そのたびに単位制度の具体的内容の手直しが行われてきた。

平成3年7月の大学設置基準の改正は、これまでの基準史上において、また単位制度の歴史の上でも大転換となる画期的なものであった。いわゆる「基準の大綱化」によって全体的に各大学の自由裁量が大幅に拡大され、単位制度の思い切った弾力化措置も講じられたのである。この改正を受けて、すでにほとんどの大学においてカリキュラム改革を中心とした教育改革に取り組んでおり、単位制度の運用面においてもこれまでにない大きな変化がみえ始めている。

本稿では、この基準の大綱化に伴って単位制度の枠組みがどのように変わったのかを明確にしなが、進行する各大学におけるカリキュラム改革の中で単位制度がどのように運用されようとしているのか、その現状と課題について過去の問題状況との比較において明らかにする。すでに筆者の行った調査⁽²⁾

のほか個別事例を含んだ現在の教育改革に関する報告書等は数多く紹介されつつあるが、単位制度を正面に据えしかもその歴史的・問題性との関連において分析・考察しようとする研究は見当たらない。

単位制度は、授業科目を多様な形に組む可能性を有し、現実には教育のプログラムを編成するという重要な役割をもっている。それはカリキュラムの制度と不即不離の関係にある。したがって、単位制度の制度的枠組み及びその運用の実態を明らかにすることは、単位制度の問題にとどまらず大学のカリキュラム制度の構造的特質を解明する上でも重要な作業と位置づけられる。また、現在あるいは近い将来、個々の大学・学部が模索・再検討しようとする具体的なカリキュラム編成に対して一つの有効な素材ないしは考え方を提供する実際的な意義をもつ。

考察を進めるに当たって、まず単位制度の意義と基本構造を再確認しつつ、これまでのわが国の大学における単位制度の運用上の問題点を基準との関連において明確にしていきたい。

1. 単位制度と大学（設置）基準

(1) 単位制度の定義と基本構造

単位制度は、もともと学習者の学習量を測定する便宜的手段として考えられた制度的措置であり、履修の選択制と深い関係を有している。すべての履修科目が必修であり、また学生の移動を予定せず各大学・学部が同じようなカリキュラムであれば特に必要のないものである。選択制は、すべての教科・科目が同一の価値を有し等しい重みをもつことを前提としている。単位制度はこの選択制の上に成り立ち、各科目の相対的価値をそれぞれの教授方法や授業形態などの違いを超えて、学習時間という物差しで等しく取り扱ったものである。つまり、学習の時間さえ同じであれば、すべての学生に同じ成果を保障するのが単位の基本となっている。こうした単位の等価値性は、学習の履修の選択や可能性を拡大するところに長所があり、単位互換制によって転学の道や国際的通用性をも確保できるものとなっている。

ところで、これまで単位制度の概念定義は必ずしも明確でなく、各種の教育事典（辞典）の中に単位あるいは単位制度の独立用語をみつけることさえ困難となっている。ここでは、大学の単位制度の制度的定義を次のようにとらえてみたい。

「大学における授業の履修に係る学生の学習量を測るもので、基礎的な量としての1単位数、全体の量としての総単位数及びそれを配分し、選択履修させ、学間的クレジットを与えるすべての過程から成る制度」

ここでいう授業とは、教室の内外を問わず、講義、演習、実験、実習、製図、実技、論文指導等のあらゆる形態の授業をいう。また学習量とは、これらの授業時間だけを指すのではなく、教室外の図書館や家庭などでの自主的な学習を含む、いってみれば学生の勉学活動のすべての時間量を指している。

単位制度をこのようにとらえた場合、そこから制度の基本構造として次の5つの要素を抽出・設定することができる。

第1は、最も基礎的な単位算出基準としての「1単位数」である。45分とか50分とかいう授業の1校時当たりの実時間（以下、1単位時間と称する）や各授業科目や授業形態ごとの単位計算の方法が含まれる。

第2は、卒業要件としての「総単位数」である。わが国では「4年以上」という修業年限とともに、学位としての学士号取得のための必須要件となっている。

第3は、各授業科目区分等への単位数の「配分」である。一般教養的な科目や専門教育的の科目への配分のほか、教養課程あるいは教職課程などの組織編成をとる大学では各課程区分への配分が問題となる。

第4は、配分された単位数に基づいて、具体的に学生にどのように選択させ、履修させるかの「選択履修」である。授業科目区分ごとに実際にはどれくらいの量の単位数を用意するのか、その用意単位数とともに、各学年ごとの標準履修単位数、さらには必修・選択の割合などが問題となる。

第5は、最終的な段階である単位認定に関わる「評価」である。これについては、単位認定を誰がどのように、またいつ行うのか、評価の主体や方法・

時期などが問題となる。さらに、認定された単位はどの範囲でどの程度まで有効なのか、単位の有効性も問われる。

このように、5つの要素つまり「1単位数」「総単位数」「配分」「選択履修」「評価」を単位制度の基本構造ととらえることにする。これらは、単位制度の歴史や現状を実証的あるいは比較の視点から分析する際、有効な制度的枠組みとして考えられる。

(2) 大学単位制度の基準と特質

新制大学における単位制度の導入は、「我が国大学の教育観の転換を迫るほどの重要性をもっていると評価⁽⁴⁾」できるものであった。このことはとくに次のような「1単位数」の算出方法に最も明確に表れていたといえる。

当時、新制大学制度の骨格づくりに指導的立場にあったアメリカC I E(民間情報教育局)のE. ウィグルワースは、 Semester制の考え方により15週の1学期を通じて毎週3時間の学習活動を1単位とし、授業科目の性格によってそれを次のように分けて考えた⁽⁵⁾。すなわち、講義科目は授業1時間に対して2時間の図書館・家庭での自学自習、実験科目は授業2時間に対して1時間のノート整理、そして製図などは授業3時間の実習作業であるとした。また彼の提示した時間割例では、1回の授業時間は1時間(実験は2時間)で、同一科目を週3回繰り返し、全体でわずかに5科目に過ぎなかった。週当たりの授業時間も18時間であった。

こうした考え方の背後には、旧制大学下における詰め込み主義教育や週1回ごとの2時間(1コマ)講義への厳しい批判があった。実際、旧制大学の多くは週に30～40時間の講義が実施され、2時間の授業が基本であったため授業科目も15～20種類ほどに達していた。したがって、単位制度の導入には伝統的な受動的学習から学生を解放し、勉学への自発的意志を振起させ自学自習を奨励するという大きなねらいがあったのである。

基本的にはこの1単位の算出基準を基礎にして、1週45時間の学修が1単位の相当するため15週では15単位、1年間に30単位、4年間で120単位(体

育4単位は後に追加) という卒業に必要な「総単位数」が当初の大学基準に定められたのである。そして、総単位数の各授業科目区分への「配分」については、新制大学における教養教育を保護しつつ積極的にこれを推進するために、一般教育科目の最低履修単位数が決められ、同時に引き算的な考え方で専門教育科目の単位数が機械的に規定されたのである。換言すれば、そこでは「一般教育科目でなければ専門科目、専門科目でなければ一般教育科目という、二者いづれか⁽⁶⁾」という考え方がとられ、基本的には(総単位数) - (一般教育科目単位数) = (専門教育科目単位数)、という図式が成立していたのである。

また、学生の「選択履修」を保障するために、当初は一般教育科目の用意単位数が定められ、後には必修科目、選択科目、自由科目の履修区分のほか、各年次への配当などが規定された。そして、単位の学問的クレジットを確保するために試験を必須とした単位認定に関する大まかな「評価」規定が基準に盛り込まれることになった⁽⁷⁾。

このように、大学の単位制度は、学生側の学習(時間)労働の見地からとくに彼らの自学自習を最大限尊重しながら、全国共通の統一的基準としての基本的骨格が定められてきた。しかし、その後の変遷過程においては、とくに時代の変化や運用の実情に対応する形で内容の部分的な手直しが頻繁に行われることになった。

(3) 単位制度の問題点

単位制度の問題点は、相互に密接に関連するが、大きく制度上の問題と運用上の問題の2つに分けて考えられる。筆者のこれまでの研究及び関連する他の先行研究から、このうち個々の大学・学部等における実際の運用の問題に関しては次のようにまとめることができる。

- ①卒業に必要な総単位数を過大に要求していること。
- ②教室外の自主的学習が現実には形骸化していること。
- ③単位の切り売りの状況がみられたこと。

④自由選択の履修の機会が少ないこと、また年次履修に工夫が足りないこと。

⑤単位認定がきわめて機械的、形式的に行われていること。

新制大学発足後まもなく大学基準協会の「カリキュラム研究委員会」は、このうち①の過大総単位数の問題に焦点を当てながら、履修単位に関する調査研究を実施した。同委員会は、124 単位は学生の 1 日における学習時間から考慮すれば最低要求とはいえないという見解に立って、しかしながら現実にはかなり多くの単位数が要求されているとして、まずその原因を次のようにまとめた。⁽⁹⁾

①新制大学の性格が十分理解されていないこと。

②新制大学における専門教育の専門化の程度を旧制大学と同一と考えるために過度に多数の専門科目の履修を要求していること。

③新制大学は授業時間に対し一定の自学自習を学生に要求しているが、旧制大学では学生の学習活動を特別に規定せず、学生の自由に任せ、ある場合には講義による授業時間を多く課して自学自習の余裕を与えない傾きがあること。

④わが国各大学の施設及び教員組織の現状では、講義 1 時間に対する学習 2 時間の制度を満足に実施し得ないこと。

このように認識した上で、同委員会は昭和 26 年 4 月に履修単位の実態に関する全国調査を行った。その結果、総単位数については、全体で 2 割近い大学・学部において当時上限と考えられていた 144 単位を超えており、180 単位以上のところも 31 学部でみられた。履修単位数を過大に要求している学部は理科系学部とくに工学部に顕著になっていた。⁽¹⁰⁾

単位制度の最大の特質であった学生の自学自習（予習・復習）の形骸化も深刻な問題であった。当初からこうしたことは十分予想され、そのため自学自習を奨励するような教授方法の改善や図書館等の整備が前提条件となっていた。しかし、これらの条件はその後いずれも十分に満たされないまま、しかも現実には学生の準備学習の時間は規定とは全く反対の形で行われている

ことが指摘され続けた。つまり、講義より演習、演習より実験の方が学生の自学自習時間に多く割かれる状況にあったのである。

こうした運用上の問題は、多くは単位制度の本来の意義や規定の趣旨が十分に理解されていないことに起因するものである。同委員会は、それは「主として旧制大学の残滓と教育施設の貧困さ等がそうさせたのであって、新制大学を否定することなく、その性格が深く理解されるにつれて、逸脱した点は改善されて行くであろう⁽¹¹⁾」と楽観視していたが、このような状況は今日まで長い間続いてきたのである。

2. 大学教育改革と単位制度の弾力化

(1) 大学設置基準の改正

今回の大学設置基準の改正は、「個々の大学が、その教育理念・目的に基づき、学術の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得る⁽¹²⁾」ために行われた。基準改正は、校地・校舎、専任教員数などのハード面は従来通り原則として定量的規定とし、教育内容・方法などのソフト面については定量的規定を極力少なくし、大学の自主性に委ねる方向で行われた。改正の大きな柱は、基準の大綱化による制度の弾力化、生涯学習振興の観点からくる学習機会の多様化、それに大綱化と関連した自己点検・評価の実施の3つである。基準の大綱化についてはすでに早くから常に叫ばれてきており、そのたびに制度の弾力化が図られてきたが、今回のように教育内容等のソフト面での思い切った大綱化は初めてのことである。もちろん大学の水準の維持向上のための自己点検・評価の規定も基準史上初めてのことである。このような背景には、少なくとも18歳人口の減少や国家財政難の状況が深く関連していたことはいうまでもない。

基準の大綱化のうち最も画期的でかつ各大学に大きな影響を与えたのが、授業科目区分の廃止と単位制度の大幅な弾力化である。旧設置基準では授業科目を一般教育科目、専門教育科目等と区分して開設することを義務づける

とともに、学生に対しては科目区分ごとに修得すべき単位数を規定していたが、各大学においてそれぞれの創意工夫により特色あるカリキュラム編成ができるようにするため、これらの規定が廃止された。これにより、各大学の創意工夫によって自由な授業科目の開設が可能となり、教育目的達成のために必要な全く新しい授業科目区分のほか、従来通りの科目区分でもよいし、科目区分を設けなくともよくなったのである。

単位制度の弾力化措置は、以下にみるように単位の計算方法の合理化や授業科目区分の廃止に伴う「配分」規定の撤廃のほか、生涯学習機会の多様化と関連して行われることになった。

(2) 単位制度の弾力化措置

単位制度については、3つの点において画期的な改正が行われた。1つには1単位の計算方法の弾力化、2つには授業科目区分への単位数配分規定の全廃、3つには単位制度のサブシステムの導入である。

まず、単位計算方法に関しては、これまでは講義や演習あるいは実験等の授業形態に応じて一律に教室内の授業時間と教室外の自主学習時間が規定されていた。しかし新基準では、講義や演習の場合には15時間～30時間、実験・実習等の場合には30時間～45時間までの範囲内で、各大学が定める時間の授業をもって1単位と規定された。これにより、演習等による授業の開設を促進させるとともに、それぞれの枠の中で各大学の自主性が期待されることになった。こうした改正の背後には、「各専攻分野や大学の教育方針によって、講義、演習といっても取り扱いやその内容が異なって」おり、「それを一律に規定するのは適当でない。人文社会系の場合にはむしろ演習の方が、教室外における準備のための学修を必要とする」という現状認識があったとい⁽¹³⁾う。

ここで注意しなければならないのは、授業時間設定の自由度は増したが、従来の1単位の大原則は順守され「標準45時間の学修」という基本的枠組みが残されたことである。したがって、45時間から授業時間を差し引いた残り

の時間は学生の予習や復習の準備学習の時間となり、その意味では制度発足の自学自習の尊重は維持されたといえる。大学審議会の議論の過程でも、当初は教室外の学習成果を単位計算の中に組み入れることが現実には空洞化しており、単位計算方法を「技術的な観点から」見直すことに始まったという⁽¹⁴⁾。しかし、その後「標準 45 時間の学修」という大枠は最終の段階で残すことになり、それは「単位の実質化という観点から」この問題を考え直した結果でもあった。教室外の準備学習及びその成果をどのように考え具体的に対処していくかという、古くて新しい問題がここでも論議の中心となっていたのである。

次に、単位数の配分規定については、これは一般教育や専門教育等の授業科目区分が撤廃されたことに連動して廃止されることになった。教育課程の編成に当たっては、「大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」（大学設置基準第 19 条第 2 項）という重みのある条文規定に衣替えし、配分については各大学・学部等がその設置の趣旨や目的に応じて自主的に決定することになった。もちろん、上述の条文に含まれるように、従来の外国語や保健体育を含む一般教育等が理念・目標とするような授業科目も設定しなければならず、このことは大学設置・学校法人審議会の大学設置分科会⁽¹⁵⁾の内規にも明示されている。それは教育課程において一般教養的な名称をもった授業科目を設置することを意味するものではなく、あくまでその内容が「幅広く深い教養」「総合的な判断力」「豊かな人間性」を実現するような授業科目を開設する必要があるということである。

したがって、各大学は一般教養的な教育内容あるいは専門教育の内容をどのように設定し、それぞれにどのくらいの単位数を配分させるか決定しなければならない。いわば両者の量的バランスが新たに重要な問題となり、これまでとは違ってかなり困難な作業が予想されることになった。

単位制度のサブシステムの導入に関しては、これまで単位互換制度ととも

表1 他大学等での履修単位の認定範囲（上限）

区 分		認定単位数の範囲	
第28条 第1項	A	他の大学・短大の授業 科目履修の場合	} 30単位
第29条 第1項		短大・高専の専攻科の 学修	
第29条 第1項		その他別に定める学修 の成果（専門学校等）	
第28条 第2項	B	外国の大学・短大への 留学	} 30単位
第30条 第1項	C	入学前の既修得単位の 認定（大学・短大）	} 30単位
第30条 第2項		入学前の学修の成果 （専門学校等）に対す る単位認定	
最大限の認定単位数			60単位

（注） Cについては、①編入学・転学等の場合の単位の認定、②入学する大学で既に修得した単位がある場合の単位の認定については、各大学において何単位まで認定するかを決定することになる。

に「新たに大学1年次に入学した学生の既修得単位認定」の弾力的措置がとられてきた。今回の改正基準では、後者は「入学前の既修得単位等の認定」に統一され、しかも新たに「大学以外の教育施設等における学修」への単位認定や、さらには「科目等履修生」への単位認定の規定が追加されることになった。これらはすべて「大学の定めるところにより」単位が与えられることになっており、科目等履修生を除いては各大学が「教育上有益と認める」場合に限るとしている。

表1のように、正規の単位となる学生の学修の範囲が大幅に拡大したため、学則等の整備とともにそれぞれの大学が当該大学の教育理念・教育課程に応じてどのような体制の下で具体的な評価基準を設け、いかに適切に運用するかが問われることになったのである。

このほか単位制度に関連するものとして、医学部・歯学部の卒業要件が従来の単位制プラス時間制から原則として単位制に転換したことも画期的といえる。その主要なねらいは、他学部間との相互履修の可能性や自学部内での選択履修の拡大あるいは自由なカリキュラム設計などにあった。

3. カリキュラム改革にみる単位制度の運用状況

(1) カリキュラム改革の全体動向

今回の基準の大綱化では、4年間（あるいは6年間）を通じての一貫した体系的カリキュラム編成を要請するとともに、基準上はじめて一般教育（教養教育）の目標が明示された。臨教審答申以来の一般教育尊重の考え方が規定の上に明確に表されたのである。この意義はきわめて大きく、各大学においては体系の一貫カリキュラム編成の中で一般教育をどのように位置づけ、また専門教育との連関をどのように図るかが重要な課題となった。

筆者の行った調査では、各大学のカリキュラム改革において最も顕著にみられる動向は、従来の一般教育等の科目の著しい縮小傾向もしくは軽量化傾向である。裏を返せば、それは専門基礎教育や専門教育の重視の傾向である。

従来的一般教育等で縮小もしくは軽量化がみられる科目としては、とくに保健体育や外国語の科目が目立ち、物理、化学、生物学、数学などの自然系科目も少なくない。このうち自然系科目については、新たに（専門）基礎教育科目や専門科目に移行させるところが多く、それゆえ必ずしも実質的な縮小にあるとはいえない。なお、外国語の中でも英語については増加するところが多く、この傾向は教養的科目を専門基礎科目と位置づける場合が多い医学系分野に顕著となっている。

また、学生の授業履修に関するカリキュラム編成の大きな動きとしては、①全体的に必修から選択への移行が顕著である、②とくに第2外国語を選択に変えるところが多い、③教養的な科目履修を高年次に用意するところが増えている、④実験・実習を重視しようとするところが多い、という傾向が認められた。

このように、これまで制度に守られてきた一般教育から「大学人の見識に基づく⁽¹⁶⁾一般教育への大転換の下で、現実には一般教育等は縮小・軽視の傾向にある。この問題についてはさらに個別大学の具体的カリキュラム構造を検討する必要はあるが、新基準が求める体系の一貫カリキュラム編成は、学部の特設教育の強化を基本に一般教育等がこれら専門（基礎）教育との連携やつながりの中で再編されようとしているのである。

（2）単位制度運用の現状と問題点

ここでは、前述した基準改正に伴う単位制度の3つの弾力化措置に沿いながら、さらに最初に提示した単位制度に係わる分析枠組みとの関連においては、今回の教育改革で特徴的にみられる項目に限定して、単位制度運用の実際をみることにする。

①さまざまな単位計算方法

1単位の計算方法では、各大学とも多様な方式を採用しつつある。全体的には演習の授業時間を講義と同様に従来の30時間から15時間に変更したり、45時間の実験・実習等を30時間に移行させたりする傾向が強い(表2参照)。

表2 授業形態別1単位の授業時間数

講 義		演 習		実験・実習等	
時間数	回答大学	時間数	回答大学	時間数	回答大学
15	110	15	35	15	5
24	1	30	49	22.5	2
その他	13	15~30	10	30	47
		その他	10	45	46
				30~45	10
				その他	12

これが直ちに演習等による授業開設の促進を裏付けるものではないが、結果として同じ演習でも実験でも大学・学部によってその授業時間がまちまちなったことだけは確かである。

むしろ問題は、授業時間以外の学習内容をどう保障するかという単位の実質化に移行しつつあるといえる。授業計画（シラバス）の作成や履修ガイダンス、評価方法の見直し努力が伴わなければ実質的な単位は期待できない。基準に示される履修単位を守るとしても、単位計算が厳重に行われなくて、ただ授業時間だけで単位計算が行われるならば、それは名目単位に過ぎない。当然、割引控除がされなければ実質的な単位は出て来ないのである。この問題は、編入学や転学・転学部等学生の移動の際により大きな問題になると考えられる。

なお関連して、最も基礎的な1単位時間についてはこれまで基準ではいっさい触れられなかったが、多くの場合、旧制以来の伝統的な1コマ時間（2時間）を90分や100分あるいは110分とする大学がみられた。しかし、カリキュラム改革や週5日制の普及により、1コマ時間を次第に90分に変更する大学が多くなり、また一部ではあるが新たに1回の授業を60分に統一しようとするところもある。全体としては1単位時間の実質的統一化傾向が認めら

れるのである。

②総単位数の望ましい傾向

基準大綱化に伴うカリキュラム改革の中で、単位制度運用に関する最も大きな動きは、卒業に必要な総単位数の見直しである。これまで過大総単位数が大きな問題になっていたが、各大学とも最低基準である124単位に限りなく近づいてきている(表3参照)。従来の基準解説において上限と考えられてきた140単位を超えていた大学・学部では10～20単位も減少させ、そうでないところでも減らす傾向にある。これは国公私立の別に関係なく共通にみられる傾向となっている。

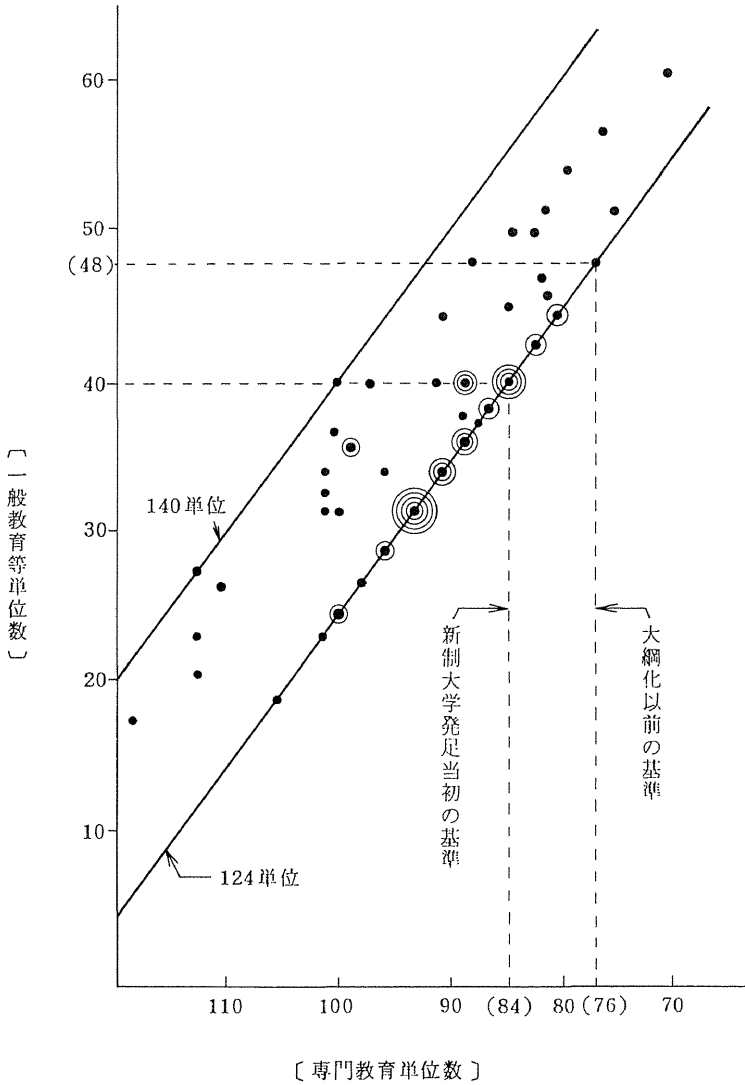
表3 卒業に必要な総単位数

総単位数	回答大学
124	42
126	5
128～130	5
131～135	12
135以上	7

減少させる理由としては、学生の過重負担を解消しできるだけゆとりを与えようとするところが多い。この理由づけと減少の事実だけからみれば、それは単位制度の趣旨が徐々に理解されつつあることを意味するものであり、これまでの単位制度の歴史の中で画期的なことであり、大変望ましい現象であるといえる。

しかし、問題がなくなったわけではない。最も重要なものは、教職履修者に関わる問題である。一般に教員養成系大学を除いては、教職課程の単位数は総単位数に含まれず卒業要件の外枠に置かれてきた。したがって現実には、教職履修者の取得単位数は総単位数をはるかに超えており、この過大履修単位取得状況は教員養成系大学にも多くみられた。かつての大学基準協会⁽¹⁷⁾の見解やその後の設置基準の解説でもできるだけ卒業要件の枠内に収めることが推

図1 大綱化以降の一般教育等及び専門教育の単位数配分状況



奨されていることを考えると、あらためて再検討すべき課題であるといえる。

③専門教育重視の単位数配分

単位数配分の観点からみれば、現在のカリキュラム改革では、従来の（総単位数）－（一般教育科目単位数）＝（専門教育科目単位数）から（総単位数）－（専門教育的科目単位数）＝（一般教養的科目単位数）へと、その図式が明確に変わってきている。先に指摘した学部専門教育の重視によるものである。これによって一般教育等科目への配分は減少し、各大学によって20～54単位と較差は大きい、従来に比べ20単位ほど減少したところもある。一般教育等科目への配分をさらに詳細にみると、外国語や保健体育関係の科目の減少が多く、とくに保健体育のそれが目立っている。

単位数の配分で注目されることは、学生の多様なニーズや履修の幅を考慮した自由選択の科目を設定する大学が増えたことである。多くの場合、一般教養的科目や専門教育的科目以外に「自由科目」という科目区分を設け、一般でも専門でも自由に選択履修し、それが卒業要件に組み込まれるというものである。新制大学成立直後にはこうした履修方法が推奨されてきたが、その実施率は少なく現実には普及しなかった。学生の選択履修を重視した単位制度の趣旨からいっても有効な方法であり、今後さらにその普及が期待される。

④単位制度のサブシステムの実施状況

単位制度のサブシステムについては、これを次の3つに類型化することにした。1つは古くから制度化された単位互換制度のうち国内における「機会均等型」システム、2つは留学等による外国大学との単位互換である「国際交流型」システム、3つは大学以外の教育施設等の学修や入学前の既修得単位等及び科目等履修生の「生涯学習型」システムである。

まず、これまでの「機会均等型」の単位互換については、その実施率はきわめて低かった。基準改正以前（昭和63年度、文部省調べ、以下同じ）は、大学間協定を締結している大学は全体の25%で、相手の大学・短大数は700校程度であったが、改正後（平成5年度）はそれぞれ39%、1,800校と大幅

に増加しているものの、これはむしろ外国の高等教育機関との「国際交流型」の単位互換に取り組む大学が増えたためである。しかし最近、大都市部を中心に積極的に協定を締結して推進しようという動きが活発になってきた。京都府内の28校の大学・短大連合でスタートした大規模な単位互換制度はその代表的なものである。

次に、基準改正によって誕生した「生涯学習型」単位システムについてみると、大学以外の教育施設等の学修及び入学前の既修得単位等の認定は、現在、学則明記やその他の規定整備の段階であり、それぞれ9%、40%（平成3年度）の大学が規定している。実施大学では、英検など技能検定を単位認定しているところが目立つ程度である。

これに対して、正規の学生でない者に対する科目等履修生制度は、高等教育の生涯学習化の上ですでに重要な役割を果たしつつあるシステムといえる。平成5年4月現在、制度開設校168校（学位授与機構調べでは同年10月段階で252校）、在学している大学116校、履修学生数2,119人という状況にある。この制度はすでに大学院にまで及んで整備されている。他の同様なシステムとは異なり「教育上有益と認めるとき」という制約もなく、また正規の学生ではないため入学資格の規定は適用されず、誰でもパートタイム学生として入学できることになっている。生涯学習の推進の観点から今後広く普及することが大いに期待されているのである。

これらの単位制度のサブシステムはあくまで補助的、補完的の制度であり、これまでの実施状況やわが国の依然として根強い「移動の自由」に対して抵抗感がある風土からしても、限りなく発達するとは考えられない。しかし、とくに「生涯学習型」システムについては、将来的には規定される学修の範囲が拡大されることも十分予想されるので、大学内の合意形成いかによってはかなり発達していくものと思われる。

こうしたシステム導入に関しては、制度化に伴う各大学における実際の運用がむしろ大きな問題となってくる。「大学人の見識」あるいは「大学の主体的能力」がそこでは問われることになる。とくに単位認定の方法や単位の実

質化の保障が重要な問題となろう。また一般に、新しいシステムというものは制度化されれば固定的、形式的に陥りやすい性質をもっている。絶えず大学の主体的、自主的な努力が継続して行われなければ、その制度は形骸化していく運命にある。

おわりに

今回の大学教育改革の最大の特徴は「多様化」である。基準の大綱化によって各大学の自由裁量が大幅に拡大されたことに伴う必然的な方向ともいえる。とくにカリキュラムの多様化はますます進行し、実質的に大学教育の多様化時代が到来するであろう。

こうしたカリキュラム改革動向の中で、単位制度の運用もこれまでにはない多様な展開をみせている。多様な状況の中にあってもほぼ共通した、しかも意図しなかったような望ましい傾向が認められるようになった。1つは従来まちまちであった1単位時間の統一化の動きであり、2つは総単位数の標準化傾向である。前者はとくに国立大学を中心とした週5日制への移行に伴って生じた、いわば時代的、社会的要請の産物ともいえるが、学習時間を測る単位制度の根幹的部分が統一されない限り卒業要件としての総単位数の規定は意味をなさないという点から望ましい傾向といえる。後者については、これまで基準改正のたびにその徹底化が叫ばれ、長い間単位制度の形骸化を示す最も深刻な問題であった。基準の大綱化に伴う各大学のカリキュラムの見直し作業において、その問題はようやく解決されつつあり、この意味において単位制度の最も大枠的部分が運用面において統一化されてきたことは望ましい。

単位制度運用の問題は、したがって1単位の学習内容の保障や総単位数の配分、選択履修の保障、さらにはさまざまな学修を含む単位認定の評価の問題に移ってきているということが出来る。「配分」や「選択履修」の問題は大学・学部理念や目的に関係するだけに各大学・学部教育の個性や特色が表

れる部分である。その決定過程はきわめて具体的に困難な作業ではあるが、いったん合意形成がされれば後は技術的な処理の場合が多い。

これに対して「1単位＝45時間の学修」の実質化や評価の問題は、必ずしも技術的に解決できない問題である。中でも単位制度の根幹的な部分であり、新制大学がその重点を置いた自学自習の時間の設定及びその時間の善用は、現在及び将来においても重要な課題である。単位制度のサブシステムの増加とともに、こうした質的保障の問題は履修単位の重大さとともに深く認識されなければならない。そして、名目通りの実質的単位取得の教育が制度として完全に実施されてはじめて、真に大学教育の充実・発展が期待できるのである。

最後に、本稿では単位制度の「選択履修」及び「評価」についての運用状況を上げなかった。これらは個別の事例研究の必要性が高いことなどの理由によるものである。これについては今後の検討課題としたい。

【注】

- (1) 佐々木重雄「新制度の大学教育と単位制度」(大学基準協会『新制大学の諸問題』昭和32年、p.259)
- (2) 拙稿「大学教育改革の現状と課題」(筑波大学大学研究センター『大学研究第11号』平成5年、pp.223-298。全国の国公立大学295校に対して、教育改革の現状についてアンケート調査を実施し、167校から有効回答を得た。本稿中の表2・3及び図1は、そこで得られた統計データに基づいている。
- (3) 例えば、日本私立大学連盟『大学教育の刷新をめざして』平成5年、天野郁夫『大学—変革の時代』東京大学出版会、平成6年、「21世紀の自然科学系大学教育に向け」編集委員会『大学改革—110の事例と提言』朝倉書店、平成6年、などがある。
- (4) 関正夫『日本の大学教育改革—歴史、現状、展望』玉川大学出版部、昭和63年、p.55
- (5) E. ウィグルワース「新制大学の概念」(大学基準協会『会報第1号』昭和

23年、pp.4-13

- (6) 奥井復太郎「新制大学の反省」(大学基準協会『会報第18号』)昭和28年、p.5
- (7) この間の史的変遷及び事情については、拙稿「大学の単位制度の基準に関する研究—『大学基準』(昭22)から『大学設置基準』(昭31)まで—」(筑波大学大学研究センター『大学研究第5号』)平成元年、pp.135-155を参照。
- (8) 拙稿「大学における単位制度の現状と課題—私立大学の事例を中心に—」(教育制度研究会『教育制度研究第22号』平成元年、多田 基「履修単位に関する研究調査について」(大学基準協会『会報第14号』)昭和27年、などがある。
- (9) 多田 基、前掲、p.3
- (10) 同調査ではまた、自由選択科目の単位数を全然設けていないところが、全体で8割近くに達し、学部・学科の要求する専門科目に喰われている状況が明らかにされた。
- (11) 同上、p.15
- (12) 「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について」(文部事務次官通知)平成3年6月24日
- (13) 戸田修三「改正設置基準のめざす方向」((財)大学セミナーハウス『改正大学設置基準のめざすもの』第28回大学教員懇談会記録)平成4年、p.17
- (14) 同上、p.17
- (15) 「教育課程の編成に当たっては、大学設置基準第19条第2項——の規定の趣旨が効果的に達成されるよう配慮されているものであること」(平成3年6月24日、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会決定)
- (16) 大学審議会『大学教育の改善について』(答申)平成3年2月8日、より
- (17) これに関しては、国立教育研究所「教員養成制度の実態調査」(『紀要第16集・19集』昭和34年や、皇 晃之ほか「教員養成大学における教育内容の現状と問題点」(『教育学研究第26巻第3号』昭和34年)など、これまで多くの実態調査がある。いずれも卒業に必要な総単位数とともに学生の実際の履修単位数の過多を問題指摘している。

Actual Situations and Problems of the Credit System in Japanese University Reform

Kazuhiko Shimizu

(University of Tsukuba)

This paper aims to clarify present situations and problems of the credit system in Japanese universities by analyzing their current educational reforms. The Standards for the Establishment of Universities in Japan was largely revised in July 1991. The classification of subjects such as general education and specialized education written in the standards has been abolished so that each university can plan its own curriculum freely.

As for credits also, the detailed requirements for each classification of subjects have been omitted and the necessary requirements for graduation were to be the only minimum number of credits to learn (124 credits). The principle of one credit that is composed of 45 hours of activities in and out of classroom was maintained. But the class hours which are necessary for a credit of lecture, seminar and laboratory work have been made more flexible. Furthermore, various new sub-systems of the credit system were added in the standards.

The author tried to set up the following areas of the credit system for studies: one credit, total credits, distribution of credits, optional registration, and evaluation. According to the framework set for this analysis, the actual characteristics of the credit system are found as follows:

As for one credit, the credit calculation method in each university has changed and is diversified. The most important problem is how to

improve student's learning out of classroom. Next as for total credits, many universities have decreased their far more credits to minimum standard. No particular problems have existed except for the additional credits of teacher training institutions.

Considering the actual situations and variety of the credit system nowadays, the author pointed out that problems of the distribution of credits, optional registration and evaluation would be more important in each university. And it's essential to consider how to secure the quality of the credit.